

長泉町告示第84号

長泉町木造住宅除却支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

駿東郡長泉町長 池田 修

長泉町木造住宅除却支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等による町内の人的及び物的な被害の軽減を図るとともに、住環境の改善に資するため、長泉町内に存する耐震性が不足している木造住宅の除却工事を行う所有者等に対し、除却費用及び高齢者世帯等におけるその移転にかかる費用を予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造軸組工法で、かつ、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅に該当するもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。
- (2) 除却事業 対象となる木造住宅をすべて除却する事業をいう。
- (3) 移転事業 除却事業を実施した高齢者世帯等が、耐震性のある借家等に移転する事業をいう。
- (4) 高齢者世帯等 次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 65歳以上の者のみが居住する世帯
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による障害者が居住する世帯
 - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項及び第4項の規定による要介護者又は要支援者がいる世帯
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生

省発児第 156号) による療育手帳の交付を受けている者が居住する世帯

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号のいずれにも該当する建築物をいう。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった町内にある木造住宅
- (2) 平成18年1月25日国土交通省告示第184号による耐震診断(国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む)の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅
- (3) 長泉町木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱(平成14年長泉町告示第70号)又は長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付要綱(令和3年長泉町告示第53号)による補助金の交付を受けていない住宅

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 除却事業 補助対象建築物を全て除却する費用(家財道具等の動産の移転又は処分、その他同一敷地内の外構等の不動産の処分費等、町長が適当でないと認めるものは除く。)
- (2) 移転事業 前号の事業に伴う移転にかかる費用

(補助対象者及び補助額)

第5条 補助対象者及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移転又は除却事業に着手する前に、長泉町木造住宅除却支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、当該建築物の所有者と申請者が異なる場合、所有者が複数いる場合等においては、当該建築物の除却事業を行うことについて、補助申請者以外の同意書(様式第2号)を提出することとする。

- (1) 位置図
- (2) 建物の配置図及び全景写真
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明するもので、次のいずれかの書類の写

し

ア 建築確認通知書

イ 登記事項証明書

ウ その他町長が必要と認めた書類

(4) 耐震診断結果書の写し

(5) 除却事業に係る経費の見積書の写し

(6) 移転事業にあつては、移転先の住宅が法その他の法令に基づき適正に建築されたものであることを証明するもので、次のいずれかの書類の写し

ア 建築確認通知書

イ 登記事項証明書

ウ その他町長が必要と認めた書類

(7) 移転事業に係る経費の見積書の写し

(8) 移転事業にあつては、高齢者世帯等であることを証明する書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、長泉町木造住宅除却支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた後、事情により除却若しくは移転計画を変更又は廃止するときは、速やかに長泉町木造住宅除却支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の届出を承認したときは、長泉町木造住宅除却支援事業変更（廃止）承認通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、長泉町木造住宅除却支援事業実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

- (2) 領収書の写し
- (3) 建物の除却後の写真
- (4) 法第15条に基づく建築物除却届の写し等
- (5) 移転事業にあつて町外に転居する者は、移転後の住民票の写し

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受領した時は、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長泉町木造住宅除却支援事業費補助金確定通知書（様式第7号）により速やかに当該交付決定者に通知を行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、長泉町木造住宅除却支援事業費補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(書類の整理等)

第12条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 前項の帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業の区分	補助対象者	補助額
除却事業	所有者(同意を得た者を含む)	対象経費の23パーセントと1戸につき30万円のいずれか低い額
移転事業	居住者（高齢者世帯等に限る）	対象経費と10万円のいずれか低い額

備考

- 1 長屋及び共同住宅の場合、一棟を一戸として扱う。
- 2 補助金の額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 本町の町税等を滞納していないこと。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。